

令和7年度 塩竈市空き店舗等利活用促進事業 「協力不動産事業者」事業説明資料

塩竈市では、地域商業の振興及び中心市街地の賑わい創出を図るため、空き店舗等の所有者が、不動産事業者と協力連携を図りながら、店舗として貸し出すために行う工事に要する経費について、その経費の一部を補助する事業を行います。

協力不動産事業者につきましては、空き店舗等の所有者に必要な支援(P2「協力不動産事業者」1 協力不動産事業者の役割)をお願いします。

なお、令和7年度は以下のとおり要綱改正を行ってまいりますのでご承知おきください。
主な改正内容

- ・空き家を対象として追加しました。
- ・分割工事要件の撤廃しました
- ・不動産事業者が申請者の場合の事前相談先を市としました
- ・補助金の交付は、補助対象者1者につき、年度内1回を限度としました

「塩竈市空き店舗等利活用促進事業費補助金」の概要

1 用語の定義

(1) 空き店舗等

市内の都市計画用途地域の商業地域にある建物の1階部分の店舗、事務所、空き家で、店舗、事務所については1年以上貸し出しされていないものを、空き家については、概ね1年間使用実績のないものをいい、改修して賃貸しようとするものをいいます。

(2) 対象区域

別図(3ページ)に定める「塩竈市都市計画用途地域商業地域」をいいます。

2 補助対象者

対象区域に存する空き店舗等を所有する個人及び事業者とします。

3 補助対象事業

(1) 工事要件

空き店舗等を店舗として貸し出すため必要となる改修費で、次のいずれかに該当する事業とします。

- ① 内装工事: 軽鉄工事、ボード工事
- ② 設備工事: 給排水工事、電気工事、ガス工事
- ③ 防水工事: 店舗部分の雨漏り工事

※ただし、居住部分と一体的に工事をする場合は、建物の面積に対する店舗部分の面積の割合を、雨漏り工事で要した費用に乗じたものとする

(2) 募集要件

改修後は、小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、その他市長が認める業種のうち、来店型の店舗として貸し出すことし、入居者を募集する際に、業種の明記を行うこと。

4 申請要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 市町村民税を完納していること。
- (2) 補助対象者が所有する物件であること。

- (3)共有者などの関係権利者がいる場合は、市の補助金を活用して改修等を行い、出店希望者へ貸し出すことについて、関係権利者全員の同意を得ていること。
- (4)補助金交付申請日から過去 1 年間、空き店舗等であること。
- (5)補助対象となる改修工事等に、着手(発注や契約を含みます。)していないこと。
- (6)改修後 3 年以上は、賃貸物件として提供を続けること。
賃貸物件としての提供が3年未満の場合は補助金の返還を求める場合があります。
- (7)実績報告書提出までに出店者の募集を開始すること。
- (8)物件所有者と出店者が同一とならないこと。
- (9)市がホームページ等で補助金活用実績として公表(外観や改修部分の写真の掲載を含みます。)する場合がありますので同意すること。

5 補助金額 1件につき補助対象経費の**2分の1以内(上限50万円)**とします。

※先着順とし、今年度は概ね2件を想定しています。

6 交付の制限 補助対象者 1 人につき1会計年度 1 回を限度とします。

7 補助事業対象期間 令和7年10月1日(水)から令和8年3月31日(火)まで

8 スケジュール

令和7年10月 1日 補助金募集・事前相談期間開始

令和8年 2月27日 事前相談期間終了

3月31日 実績報告

「協力不動産事業者」

本事業の趣旨を理解し、「1 協力不動産事業者の役割」を担い、本市に登録された不動産事業者のことをいいます。

※対象エリア内の物件を取り扱う不動産事業者（個人事業主を含みます。）であれば、市外の事業者様でも登録いただけます。

1 協力不動産事業者の役割

- ・所有者の把握、本事業の利活用の勧奨・活用方針決定の支援
- ・工事着工前の現場確認の立ち合い（市・不動産事業者・所有者）
- ・所有者への補助金の交付申請・実績報告等の書類作成を支援
- ・入居者募集に関する支援

2 登録方法

「**協力不動産事業者登録申込書**」に必要事項を記入いただき、塩竈市産業建設部商工観光課までメールで提出してください。

募集は随時受け付けします。受付後は本市が作成する協力不動産事業者一覧に掲載され、市ホームページにて公開されます。

本事業は一度ご登録いただくと、登録解除の申し出がない限り、来年度以降も継続して協力不動産事業者として登録されますので、既に登録いただいている場合、申し込みの必要はありません。

9 その他

- ・協力不動産事業者の登録について費用はかかりません。
- ・協力不動産事業者への市からの報酬はありません。

対象区域（塩竈市都市計画用途地域 商業地域）

図1



事業の流れ（イメージ）

